

平成29年度下水道関係予算の
確保等に向けた提言

平成28年6月24日

公益社団法人 日本下水道協会
会長 仙台市長 奥山恵美子

平成29年度下水道関係予算の 確保等に向けた提言

下水道は、社会経済活動を支え、衛生的で快適な生活環境を確保し、水環境を改善し、大雨による浸水被害を防ぐ重要な役割を担っている。

さらに、時代とともに変化する社会環境等を踏まえ、下水道事業は老朽化施設の改築更新や地震対策のさらなる推進、高度処理等による良好な水環境の創出に取り組むとともに、下水道資源の有効活用など新たな課題にも取り組んできた。

また、先の熊本地震においては、過去の大規模震災での経験を活かし、全国の延べ約3千人を超える職員が参集し被害の調査などに取り組んだ結果、下水道施設の応急復旧が早期に成し遂げられた。

しかしながら、下水道事業は、人口減少社会の到来による財政状況の逼迫や職員の減少など極めて厳しい状況の中、下水道の未普及地域の解消や増大する施設の更新需要への対応など、様々な課題を抱えている。

これらの課題に下水道事業が適切に対応していくためには、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等における要望額の確保や制度の拡充が不可欠である。

また、下水道経営の一層の健全化を図るためには、地方債及び地方交付税制度の充実等、積極的な財政支援が必要である。

下水道の使命である循環型社会の構築、強靱な社会の構築、新たな価値の創造及び国際社会の貢献に取り組む事業者の努力を無にすることがないように、次の諸施策について特段の措置が講じられるよう、提言する。

1. 平成29年度下水道事業予算の要望額確保について
(国土交通省)

- 平成29年度下水道事業予算の要望額確保

2. 未普及解消に向けた制度の充実について
(国土交通省)

- 未普及地域における管渠整備に係る制度の充実等
- 市町村合併による特例措置の特例適用期間の延長
- 「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」の国費率の引上げ
- 汚水処理施設の統廃合・再編による広域化に向けた支援
- 「下水道整備推進重点化事業」の交付要件緩和
- 下水道への接続促進に対する支援

3. 下水道施設の老朽化対策に係る制度の充実について
(国土交通省)

- 「緊急老朽化対策事業」の制度の延伸等
- 管渠老朽化対策の交付対象範囲の拡大
- 圧送管路に係る部分改築の交付対象化

4. 浸水被害の軽減に向けた制度の充実について
(国土交通省)

- 「下水道浸水被害軽減総合事業」における交付要件の緩和及び国費率の引上げ

5. 下水道施設の地震対策に係る制度の充実について
(国土交通省)

- 「下水道総合地震対策事業」における交付要件の緩和及び国費率の引上げ
- 災害時の防災協定締結に係る支援

6. 大規模震災からの復旧・復興への支援拡充について
(国土交通省、総務省、復興庁、環境省)

- 熊本地震復旧事業に係る財政支援の拡充
- 東日本大震災による被災市町村の地方財政措置の拡充
- 汚染された下水汚泥の最終処分に係る体制・施設等の整備

7. 下水道事業推進のための総合的な支援について
(国土交通省)

- 社会資本整備総合交付金等の交付要件の緩和及び制度の拡充
- 下水道法改正への円滑な対応に向けた支援
- 積雪寒冷地における早期の事業実施を可能とする措置
- 不明水対策における財政支援
- 地下水利用者等への立入検査に関する下水道法令等の措置
- 持続的な下水道事業を支える体制への支援等

8. 地方債制度の改善について
(総務省)

- 補償金免除繰上償還措置等の再実施及び要件の緩和
- 良質資金の確保

9. 地方交付税措置の充実について
(総務省)

- 元利償還金への地方交付税措置の充実
- 公営企業施設等整理債の元利償還金に対する交付税措置

10. 下水道技術の国際展開に向けた支援について
(国土交通省)

- 下水道の国際展開関連予算の確保
- 地方公共団体や民間企業の活動支援

平成29年度下水道関係予算の 確保に向けた提言

1. 平成29年度下水道事業予算の要望額確保について

(提言先：国土交通省)

国による社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、重要な社会資本である下水道施設の整備等に必要不可欠な財源である。下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、平成29年度の要望額確保について強く要望する。

○平成29年度下水道事業予算の要望額確保

下水道は、浸水を防除し、生活環境の改善を図るなど、地域住民が大きな便益を享受する施設であり、地方公共団体が主体的に進める事業であるが、河川や海域の水質保全等、国民がひとしく整備を希求するものであるため、国による補助は必要不可欠のものである。

しかしながら、国における下水道関係予算は地方公共団体の要望に十分応えられていない状況であり、今後も同様の状況が続く場合、下水道施設の早期整備などの目標達成が困難になるほか、下水道事業の持続的な運営に影響を及ぼし、国民の生活や経済活動に支障を来しかねない。

したがって、平成29年度における社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金など下水道関係予算の要望額確保について強く要望する。

2. 未普及解消に向けた制度の充実について

(提言先：国土交通省)

下水道普及率は平成26年度末で77.6%に達したが、多くの残された地域に一刻も早く下水道施設の整備を進めていかなければならない。下水道施設の整備を効率的かつ計画的に進め、未普及地域を早期に解消できるよう、制度の充実について要望する。

○未普及地域における管渠整備に係る制度の充実等

未普及地域の早期解消に向けて、末端管渠整備に係る社会資本整備総合交付金の効果促進事業の復活や新たな補助制度の創設、中小市町村の下水道事業者に対する交付要件の特例的措置、国費率の引上げ等を要望する。

効率的な管渠整備のために、大規模かつ複数年度にわたる汚水管渠整備工事について一括設計審査（全体設計）を受けることができるよう要望する。

○市町村合併による特例措置の特例適用期間の延長

補助対象範囲に係る市町村区分の適用に関する合併特例措置について、合併後補助対象範囲の特例適用期間（10年間）の延長を要望する。

○「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」の国費率の引上げ

地方創生汚水処理施設整備推進交付金の国費率の引上げを要望する。

○汚水処理施設の統廃合・再編による広域化に向けた支援

効率的な汚水処理を推進するため、既存施設の解体撤去に係る費用を交付対象とするよう要望する。汚水処理施設の統合化により広域化が円滑に進められるよう認可手続きの簡素化などの措置を要望する。

○「下水道整備推進重点化事業」の交付要件緩和

下水道整備推進重点化事業を活用し汚水処理施設の早期概成を推進するため、同事業の対象となる地域要件を緩和するよう要望する。

○下水道への接続促進に対する支援

下水道への接続促進のため、国による広報の実施、地方公共団体による広報事業への財政支援制度の創設、接続に対する税制優遇措置などの制度創設を要望する。

3. 下水道施設の老朽化対策に係る制度の充実について (提言先：国土交通省)

全国の下水道管渠総延長は約46万キロメートルに達し、そのうち約1万キロメートルは耐用年数を超え、今後、さらに下水道老朽管は増加していく。これらの管渠を適切に維持管理し改築更新を進め、下水道施設を安定的かつ継続的に機能させることができるよう、下水道施設の老朽化対策に係る制度の充実を要望する。

○「緊急老朽化対策事業」の制度の延伸等

50年以上経過した管渠の老朽化対策事業である本制度は平成28年度までの制度であるが、期間内での事業完了は困難なため、本制度の延伸を要望する。また、布設環境等により耐用年数に満たなくとも劣化が著しく、道路陥没事故の要因となる場合もあることから、経過年数の要件について柔軟な対応を要望する。

○管渠老朽化対策の交付対象範囲の拡大

管渠老朽化対策の交付対象は、現在、1スパン（人孔間）以上であることが要件になっているが、部分的な老朽化対策（1スパン未満工事）についても交付対象とするよう要望する。

○圧送管路に係る部分改築の交付対象化

下水道圧送管の吐出先及び気相部は、硫化水素による腐食の対策が急務となっている。今後、このような箇所の部分改築が増えると予想されることから、圧送管路に係る部分改築を交付対象とするよう要望する。

4. 浸水被害の軽減に向けた制度の充実について

(提言先：国土交通省)

集中豪雨の多発や、都市化の進展による雨水流出量の増大に加え、人口・資産の集中や地下空間利用の拡大等による都市構造の高度化などにより、浸水被害のリスクが増大している。浸水被害を最小化すべく、効率的なハード対策の着実な整備に加え、ソフト対策などを組み合わせた総合的な浸水対策を推進するための制度の充実を要望する。

○「下水道浸水被害軽減総合事業」における交付要件の緩和及び国費率の引上げ

浸水対策としての管渠整備が促進するよう、社会資本整備総合交付金における効果促進事業の拡充や交付要件の緩和、国費率の引上げを要望する。

5. 下水道施設の地震対策に係る制度の充実について

(提言先：国土交通省)

南海トラフ巨大地震や首都直下型地震など、日本全国で大規模地震の発生が想定されている。こうした大規模地震に対して、「防災」対策として下水道施設の耐震化を図り、「減災」対策として被災を想定した被害最小化の取組を着実かつ早期に進める必要があるため、下水道施設の地震対策に係る制度の充実を要望する。

○「下水道総合地震対策事業」における交付要件の緩和及び国費率の引上げ

同事業を活用したマンホールトイレ整備について、施設の敷地面積の要件緩和や、一定の収容人員を超える避難所を対象とする等の措置を要望する。また、地震対策を早期に進められるよう交付対象の要件緩和や、対象事業の国費率の引上げを要望する。

○災害時の防災協定締結に係る支援

管渠の点検や復旧を迅速に行うために民間団体等との支援協定が円滑に締結できるよう情報共有等の支援を要望する。

6. 大規模震災からの復旧・復興への支援拡充について (提言先：国土交通省、総務省、復興庁、環境省)

熊本地震による下水道施設の甚大な被害から、早期に完全復旧できるように財政支援を要望する。また、東日本大震災による復興は未だ途上にあることから、地方財政措置の拡充や、放射性物質に汚染された下水汚泥の処分に係る対策を要望する。

○熊本地震復旧事業に係る財政支援の拡充

一刻も早い下水道施設の復旧を推進するとともに、下水道事業経営の安定化を図るため、東日本大震災復興事業と同等の財政支援を要望する。

○東日本大震災による被災市町村の地方財政措置の拡充

東日本大震災から復興半ばの市町村においては、復興工事の遅れ等により下水道使用料収入も十分ではなく事業経営は非常に厳しい状況であるため、被災市町村の下水道経営に対する財政措置の拡充を要望する。

○汚染された下水汚泥の最終処分に係る体制・施設等の整備

放射性物質が検出された下水汚泥の処分について、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備し迅速かつ適切に処理するとともに、8,000ベクレル以下の汚泥も国による実効性のある処理対策を講じることを要望する。

7. 下水道事業推進のための総合的な支援について

(提言先：国土交通省)

下水道事業を主体的に担う地方公共団体は、人口、普及率、下水道施設ストック等それぞれの状況が異なり、課題、ニーズ、事業内容も多様であることから、各下水道事業を推進していくために総合的な支援を要望する。

○社会資本整備総合交付金等の交付要件の緩和及び制度の拡充

事業の重要な財源となる国の交付金制度について、交付要件の緩和、国費率の引上げ、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金との流用可能等の地方公共団体の裁量範囲拡大等を要望する。

○下水道法改正への円滑な対応に向けた支援

下水道法改正により汚泥再生利用の努力義務が下水道事業者に課せられたことを踏まえ、汚泥再生利用施設の運用経費に係る新たな補助制度の創設を要望する。また、事業計画の策定及び変更等に係る支援の充実を要望する。

○積雪寒冷地における早期の事業実施を可能とする措置

積雪寒冷地では、積雪期間を除く、限られた期間での整備を余儀なくされていることから、建設工事可能な期間内の整備を効率的に進めるための制度の改善を要望する。

○不明水対策における財政支援

集中豪雨時における浸入水は溢水の原因となりうることから、交付対象である浸入水に係る点検調査に加えて、実際に必要な対策経費についても財政支援を要望する。

○地下水利用者等への立入検査に関する下水道法令等の措置

地下水使用者に係る使用水量の認定のための立入検査に関して、法令又は標準下水道条例における規定の整備を要望する。

○持続的な下水道事業を支える体制への支援等

持続的に下水道事業を進めていくためには、ICTによる施設管理のシステムの構築等に対する支援や、人材の育成、定年退職者等の活用の支援を要望する。

8. 地方債制度の改善について

(提言先：総務省)

持続的発展が可能な社会の構築に必要な下水道の事業を実施していくためには、地方債の活用が必要不可欠であることから、地方債に係る制度の改善・充実を要望する。

○補償金免除繰上償還措置等の再実施及び要件の緩和

下水道の管理運営費において、地方債の元利償還金の占める割合が大きいことから、補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の再実施を要望する。再実施に当たっては、年利5%未満の残債も対象とする等の対象要件を緩和するよう要望する。

○良質資金の確保

下水道事業者は、未普及解消、施設老朽化への対応、浸水対策等の事業を計画的かつ継続的に実施していくことが必要であるため、今後も政府資金等の低利かつ長期償還が可能な良質資金の確保を要望する。

9. 地方交付税措置の充実について

(提言先：総務省)

経営の安定と健全化を図るため、下水道に係る地方交付税の総額を確保するとともに、元利償還金への地方交付税措置等の充実を要望する。

○元利償還金への地方交付税措置の充実

下水道事業の整備については、国の交付金と地方債を財源としているが、これまで借り入れた地方債未償還残高の累積が大きく、非常に厳しい財政状況に置かれているため、元利償還金への地方交付税措置の充実を要望する。また、「地方公営企業繰出金について」は、分流式下水道等に要する経費算出方法等を明確に記述するよう要望する。

○公営企業施設等整理債の元利償還金に対する交付税措置

効率的な汚水処理の観点から、施設の統廃合・再編の結果、維持管理の観点から既存施設を解体撤去する必要がある。公営企業施設等整理債は施設解体の財源に充てるための地方債であるが、同債の元利償還金に対し交付税措置を講じるよう要望する。

10. 下水道技術の国際展開に向けた支援について

(提言先：国土交通省)

国策として水ビジネスの国際展開を図る観点から、我が国の優れた下水道の国際展開のための国の予算の充実を図るとともに、地方公共団体及び民間企業の活動支援を要望する。

○下水道の国際展開関連予算の確保

下水道の海外展開においては、国内での技術開発・システム化やこれを活用した海外でのプロジェクト形成、国際標準の獲得など課題を確実に実行するための予算確保が不可欠である。

○地方公共団体や民間企業の活動支援

水ビジネスの国際展開はノウハウを有する国、地方公共団体、民間企業が結集し、官民を挙げて取り組むことが重要である。このため、国際展開に意欲的な地方公共団体や民間企業等に対して、ビジネスマッチングを図るなどの活動支援を要望する。